

介護報酬算定に係る届出 について

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 の提出にあたっての注意事項

1. 提出書類

- ① 介護給付費算定届連絡先
- ② (別紙2) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用>
- ③ (別紙1) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧
- ④ (別紙1-2) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧(介護予防サービス用)
- ⑤ 各サービスの「介護報酬算定に係る体制等に関する届出の手続き」に記載する添付書類

※⑤において、現在算定されている加算を引き続き算定する場合の届出は、**提出不要**とします。(ただし、算定要件が変更となる加算は**届出必要**)

5

※介護老人福祉施設の届出に必要な添付書類一覧を一部抜粋して掲載しています。

2. 介護報酬算定に係る体制等に関する届出の手続き

提出書類

介護給付費算定届連絡先
 (別紙2) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用>
 (別紙1) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援)

事項	添付書類
地域区分	・なし
施設等の区分	・なし
LIFEへの登録	・なし
夜間勤務条件基準	・勤務体制及び勤務形態一覧表(標準様式1) ※減算開始時・・・人員欠如が発生した月の実績
職員の欠員による減算の状況	※減算解消時・・・人員欠如が解消された月の実績
ユニットケア体制	①平面図(別紙6) ②勤務体制及び勤務形態一覧表(標準様式1) ※算定を開始する月の勤務予定表
身体拘束廃止取組の有無	・なし
安全管理体制	・なし
高齢者虐待防止措置実施の有無	・なし
業務継続計画策定の有無	・なし
栄養ケア・マネジメントの実施の有無	・栄養マネジメント体制に関する届出書(別紙11)

日常生活継続支援加算

□内の書類を提出

- ①日常生活継続支援加算に関する届出書(別紙16)
- ②日常生活継続支援加算算定表
- ③勤務体制および勤務形態一覧表(標準様式1)
※届出月の前3月間の勤務実績表
- ④介護福祉士登録証の写し
※勤務体制及び勤務形態一覧表を標準様式1で提出する場合は、添付不要。

テクノロジーの導入 (日常生活継続支援加算関係)	①テクノロジーの導入による日常生活継続支援加算に関する届出書(別紙16-2) ②要件を満たすことが分かる議事提要
看護体制加算(I)	①看護体制加算に係る届出書(別紙9-3) ②勤務体制及び勤務形態一覧表(標準様式1) ※算定を開始する月の勤務予定表 ③看護師の資格を証する免許証の写し ※勤務体制及び勤務形態一覧表を標準様式1で提出する場合は、添付不要。
看護体制加算(II)	①看護体制加算に係る届出書(別紙9-3) ②勤務体制及び勤務形態一覧表(標準様式1) ※算定を開始する月の勤務予定表 ③看護職員の資格を証する免許証の写し ※勤務体制及び勤務形態一覧表を標準様式1で提出する場合は、添付不要。 ④24時間の連絡体制を確保していることがわかる資料(夜間連絡体制、連携を図る病院・診療所・訪問看護ステーションとの契約書等の写し)
夜勤職員配置加算(I)(II)	①夜勤職員配置加算算定表 ②夜勤職員配置加算算定表(別紙) ③勤務体制及び勤務形態一覧表(標準様式1) ※届出前月の勤務実績表
夜勤職員配置加算(III)(IV)	夜勤職員配置加算(I)(II)の添付書類に加え、 ④喀痰吸引等の特定行為を行うことができる資格を証する書類の写し(喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置する場合) ※勤務体制及び勤務形態一覧表を標準様式1で提出する場合は、添付不要。 ⑤登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)の登録通知書の写し
テクノロジーの導入 (夜勤職員配置加算関係)	・テクノロジーの導入による夜勤職員配置加算に係る届出書(別紙22) ※【配置要件2】要件を満たすことが分かる議事提要
準ユニットケア体制	①平面図(別紙6) ②勤務体制及び勤務形態一覧表(標準様式1) ※算定を開始する月の勤務予定表

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 の提出にあたっての注意事項

夜間勤務条件基準	・勤務体制及び勤務形態一覧表（標準様式1） ※減算開始時・・・人員欠如が発生した月の実績 ※減算解消時・・・人員欠如が解消された月の実績
職員の欠員による減算の状況	
ユニットケア体制	①平面図（別紙6） ②勤務体制及び勤務形態一覧表（標準様式1） ※算定を開始する月の勤務予定表
身体拘束廃止取組の有無	・なし
安全管理体制	・なし
高齢者虐待防止措置実施の有無	・なし
業務継続計画策定の有無	・なし
栄養ケア・マネジメントの実施の有無	・栄養マネジメント体制に関する届出書（別紙11）
日常生活継続支援加算	①日常生活継続支援加算に関する届出書（別紙16） ②日常生活継続支援加算算定表 ☆ ③勤務体制および勤務形態一覧表（標準様式1） ※届出月の前3月間の勤務実績表 ★ ④介護福祉士登録証の写し ※勤務体制及び勤務形態一覧表を標準様式1で提出する場合は、添付不要。

【記載例】 (標準様式1) 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

★「標準様式1」の「資格」欄を確認しますので、適切に記載してください。

No	(5) ユニットリーダー	(6) ユニット名	(7) 職種	(8) 勤務形態	(9) 資格	(10) 氏名	シフト記号	勤務時間数	1週間				
									1	2	3	4	
									月	火	水	木	
1			管理者	A	社会福祉主事任用資格	厚労 太郎	b	8	b	8	b	8	
2			医師	C	医師	〇〇 A男	e	4			e	4	
3			生活相談員	A	社会福祉主事任用資格	〇〇 B子	b	8	b	8	b	8	
4			機能訓練指導員	B	看護師	〇〇 C太	f	4	f	4	f	4	
5			栄養士	C	管理栄養士	〇〇 D美	e	4	e	4	e	4	
6			介護支援専門員	A	介護支援専門員	〇〇 D太	b	8	b	8	a	8	a
7			看護職員	B	看護師	〇〇 C太	e	4	e	4	e	4	
8			看護職員	A	看護師	〇〇 E夫					b	8	b
9			看護職員	A	看護師	〇〇 F子	b	8	b	8	b	8	
10	◎	ユニット1	介護職員	A	介護福祉士	〇〇 G太	h	8	i	8	a	8	a
11		ユニット1	介護職員	A	—	〇〇 H美	h	8	i	8	i	8	d

☆勤務体制および勤務形態一覧表が必要な届出
⇒令和6年10月算定の体制届までは任意様式での書類提出可。
※令和6年11月算定以降の体制届は「標準様式1」を提出すること。

★添付書類として資格証の写しが必要な届出
⇒「標準様式1」の勤務体制および勤務形態一覧表を提出している場合、資格証の写しは添付省略可。

※事業所・施設内では、必ず各職員の資格証の写しを保管してください。

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 の提出にあたっての注意事項

2. 提出期限等

① 4月から算定する場合（**現行加算・新加算ともに**）

⇒ **全サービス：4月1日（月）（必着）**

※ **処遇改善計画書や体制届出は4月15日（仮）**までとなります。**（後日案内あり）**

② 5月以降に算定する場合

⇒ **居宅サービス：算定月の前月15日まで** **施設サービス：算定月の1日まで**

③ 同一法人で複数の事業所の指定を受けている場合でも、事業所（サービス）ごとに届出を提出いただきますようお願いいたします。

※ 以下の場合については、複数サービスを1つの届出書に記載してください。

- ・ 指定介護老人福祉施設に併設されている短期入所生活介護事業所
- ・ 介護老人保健施設、介護医療院のみなし短期入所療養介護およびみなし通所リハビリテーション
- ・ 居宅サービスと同種類の介護予防サービス（例：訪問看護と介護予防訪問看護など）

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 の提出にあたっての注意事項

3. 提出先

事業所等の所在地	届出先
大津市	大津市長寿施設課
草津市・守山市・栗東市・野洲市	滋賀県医療福祉推進課
甲賀市・湖南市	甲賀健康福祉事務所
近江八幡市・東近江市・日野町・竜王町	東近江健康福祉事務所
彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町	湖東健康福祉事務所
長浜市・米原市	湖北健康福祉事務所
高島市	高島健康福祉事務所

※ただし、県内（大津市内を除く）の介護老人福祉施設（併設短期入所生活介護）・介護医療院
⇒**滋賀県医療福祉推進課**

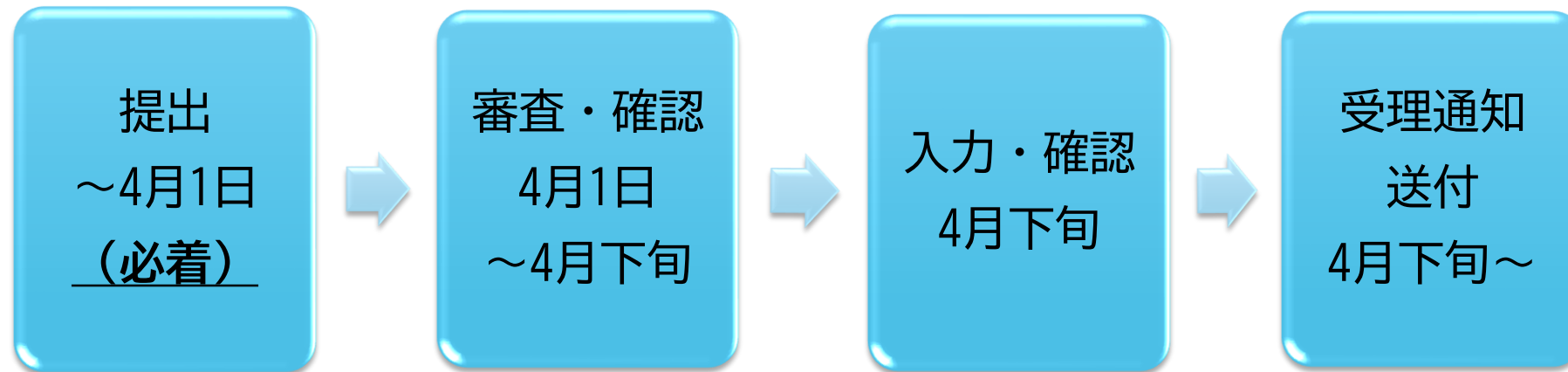
介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 の提出にあたっての注意事項

4. 提出方法

郵送もしくは持参

なお、提出された後、補正の指示があった場合は、早急にご対応いただくようお願いします。

5. 今後のおおまかなスケジュール



介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 の提出にあたっての注意事項

6. その他留意事項

現在のところ、厚生労働省からは正式な介護給付費算定に関する体制等に係る届出様式や添付書類が示されておられません。今回は、仮に提出期限までに厚生労働省から届出様式が送付された場合でも、提出いただく届出書や添付様式は、**今回の説明（集団指導）**の中でお示ししている資料で審査することとさせていただきます。今後、届出方法や提出書類については、**変更等が生じること**がありますので、提出の際は、必ずHPをご確認ください。